固定資産税の

課税明細書および納税通知書の発送・縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

■課税明細書および納税通知書

納税通知書は、4月10日(月)に発送する予定です。※同一人が所有する土地・家屋などそれぞれの課税標準額の合計が法定免税点(土地…30万円、家屋…20万円)以上の場合のみ。

納税者の皆さんに固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、納税通知書の巻末に課税明細書を添付しています(所有している資産が多い方には、納税通知書と別つづりで送付します)。

課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自分の土地や家屋の価格をほかの土地や家屋の価格と比較することができます。ただし、土地の固定資産税のみを納めている方は、家屋の縦覧はできません(家屋のみの場合も同様です)。また、縦覧には本人確認できるものが必要です。

期 間 4月3日(月)~5月1日(月)

平日午前8時30分~午後5時15分

場所税務課資産税係

手数料 無料

縦覧帳簿の記載内容

▷土地の所在・地番・地目・地積・価格

▷家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・ 価格・建築年

■固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の 基礎となる価格などが登録されており、納税者およ び借地・借家人の方などは、年間を通して固定資産 課税台帳を閲覧することができます。

閲覧には本人確認できるものが必要です。また、 借地・借家人の方などが閲覧する場合は、それを確 認できる書類の提示が必要です。

場所、税務課資産税係

手数料 1件当たり300円

(左記縦覧期間中は無料)



問 税務課資産税係 (内線176)

正しく知ろう 同和問題

■同和問題とは

部落問題ともいわれる、日本独特の身分による差別問題です。江戸時代の身分制度である「士農工商」では、さらに下の身分とされる人々がおり、彼らは職業や居住地を制限され、ほかの身分の者から厳しく差別されてきました。明治時代になってこの身分制度は廃止されましたが、多くの村々で差別は続きました。現在でもその地域の出身であることや、その地域に住んでいるということを理由に、結婚や就職に関する差別問題が存在しています。また、情報化の進展によりインターネット上で同和地区の地名リストを掲示するなどの行為も今なお発生しています。

こうした状況の中、平成28年12月に部落差別の解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした部落差別の解消の推進に関する法律が成立しました。この法律には、部落差別に関する「相談体制の充実」、「教育・啓発の推進」、「実態にかかる調査の実施」など国や地方公共団体の責務も明記されています。

21世紀は人権の世紀といわれています。一人一人が同和問題をはじめとする人権問題に意識を持ち、差別のない社会をつくっていきましょう。

■えせ同和問題とは

同和などを名乗る個人・団体が、企業や団体などに対して同和問題への取り組み不足などを口実に高額な図書(同和文献)の購入や献金を要求したり、差別問題を当て付けて抗議を行い、示談金を目的に不当要求したりする行為です。こういった行為は、同和問題に対する誤った知識を植え付ける要因になっており、行政機関では排除に努めています。

えせ同和行為による不当な要求は、き然たる態度で断固拒否しましょう。

問 まちづくり推進課(内線185)